



日 乗 連 ニ ュ ー ス

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 04.06.28

No. 2 7 - 103

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

JAL インターナショナル・JAL ジャパン

FE のパイロット職変訓練に関する

具体的回答が出される！

今夏闘では、6月3日の夏闘回答指定日に日本航空乗員組合・JAS 労組 FE 支部に対し、FE のパイロット職変訓練等に関する回答が各経営から提示されました。

これまで、日本航空乗員組合へは、04年春闘で、E100期以降のFEのパイロット職変訓練が事実上回答されていました。今夏闘においては、飛行適性検査の内容、訓練地(ナパ)、訓練シラバスの概要、訓練中の処遇など具体的な内容が会社より提示されました。また、JAS 労組 FE 支部には、2002年4月にFEとしての他社出向とパイロット職変の実施がFEの将来の処遇についての選択肢として示されました。しかし、訓練中の身分や訓練そのものの内容など、具体的なものは明示されていませんでした。

今回、日本航空乗員組合・JAS 労組 FE 支部に提示された回答の要旨は以下のとおりです。

日航乗組への回答

- ・パイロット職変については、適性検査により合否を判定し、訓練投入の可否が決定される。
- ・パイロット職変訓練中止即地上職への職変を了解する希望確認書の提出を条件に、飛行適性検査を受検する。
- ・パイロットへの職変を希望しない場合は自動的にFEとしてB747への移行を希望しているものとみなされる。
- ・地上職への職変希望も同時に受け付ける。
- ・FE 機種移行・パイロット職変訓練を中止した場合はいずれも地上職へ職変。(パイロット職変訓練中止となった場合はFEとしてB747への移行訓練への投入はない)
- ・地上職変(訓練中止時を含む)の場合、地上職変後1年間は乗務手当65時間分の2/3を、その後の1年間は1/3を月例賃金に加算する。



JAL インターナショナル・04 年夏闘での交渉経緯

- ・パイロット職変希望者は、職変希望確認書の提出後、飛行適性検査を経て訓練投入。最初のクラス(5 名程度)は年内投入、来年 3 月ナパ赴任。『全員成功するよう手厚い訓練を責任を持って行う』との団交発言。職変希望確認書を提出しない場合は上記のとおり FE としての移行希望とみなされる。
- ・職変希望確認書には、訓練中止即地上職を了解することが含まれており、訓練中止即地上職を了解することが、パイロット職変訓練投入前の適性検査受験の条件となる。
- ・訓練中の処遇 賃金は現状の 65 時間保障を支給。乗務経験は訓練中も加算、定期昇給も通常通り。

FE 支部への回答

- ・パイロット職変については、適性検査を実施する。可否を判定するかどうかは未定。
- ・職変訓練中の賃金は別途定める。(実際は JAS 乗員組合(当時)が 03 年 9 月に締結した、2004 年度以降に入社の新人に適用される新副操賃金(現行より切り下げ)と同額のものが提示されている)
- ・訓練終了後は新副操賃金が適用される。FE として乗務継続希望者には JALI への出向を行う。(B747 への移行)出向した場合は JALI の賃金が適用される。
- ・地上職への希望も同時に受け付ける。
- ・地上職変(訓練中止時を含む)の場合、地上職変後 1 年間は乗務手当 65 時間分の 2 / 3 を、その後の 1 年間は 1 / 3 を月例賃金に加算する。

両社とも、パイロット職変訓練等の実施は明確となりましたが、JAL インターナショナルでは回答後の団交で上記の点が明らかにされている一方で、JAL ジャパンでは訓練内容に関する具体的な内容については言及されていません。また、FE の職場が存在するにもかかわらず、パイロット職変訓練中止となった場合は FE に復帰することなく地上職へ職変という過去にはなかった取り扱いの提示や、JAL ジャパンで提示されている一方的な賃金体系変更の問題など、今後、ほかの乗員の処遇にも影響を与える可能性もあり、残された課題を解消する継続的な取組みが必要です。